

広島県告示第六百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を 行う事業所 の所在地	サービス の種類	指 定 年 月 日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八番七号	広島市西条中央三丁目六番一号	訪問介護	平成二十四年七月一日
有限会社スマイル	広島市西区井口明神二丁目八番四号	安芸郡府中町山田二丁目二番一五号土井ビル一〇一号室	通所介護	平成二十四年七月一日
有限会社開花	広島市南区堀越三丁目一〇一 号	安芸郡海田町大正町七番二二―一―号	通所介護	平成二十四年七月一日
株式会社リブルケアーセン ター	広島市西区己斐中二丁目二三番一号	世羅郡世羅町大字小国字大迫平四九二番地二	通所介護	平成二十四年七月一日
株式会社リブルケアーセン ター	広島市西区己斐中二丁目二三番一号	世羅郡世羅町大字小国字大迫平四九二番地二	短期入所生活介護	平成二十四年七月一日